

# 青森県報

第六百四十九号

令和五年  
八月十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

○公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港整備課) ……一

### 公告

○県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……三

○右 同……………(同) ……四

### 出先機関

○凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(中南地域) ……四

○右 同……………(上北地域) ……六

### 公安委員会

○県内WAN通信機器等(共通基盤免許系)賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……八

## 告示

### 青森県告示第五百三三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、令和五年八月二日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、佐井村役場に備えて置いて閲覧に供する。

令和五年八月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 宮下宗一郎

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字牛滝八十四番、字細間八番一及び八番五の地先公有水面

面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、イの地点からノの地点までを順次に結んだ

線及びイの地点とノの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 X座標 プラス一四三六二二・四四六三

イの地点 X座標 プラス一四三六二二・四四六三

ロの地点 Y座標 マイナス二七〇九・〇一二二

ロの地点 X座標 プラス一四三六三四・〇六七八

ハの地点 Y座標 マイナス二六九二・九〇六〇

ハの地点 X座標 プラス一四三六三〇・〇八〇八

ニの地点 Y座標 マイナス二六八五・一六三四

ニの地点 X座標 プラス一四三六一八・七七八三

ホの地点 Y座標 マイナス二六七六・九〇七二

ホの地点 X座標 プラス一四三六一五・一〇一八

ホの地点 Y座標 マイナス二六七八・七一七六

|      |     |                |
|------|-----|----------------|
| への地点 | X座標 | プラス一四三六一・七〇〇四  |
|      | Y座標 | マイナス二六七八・一八六五  |
| トの地点 | X座標 | プラス一四三六〇二・五二四三 |
|      | Y座標 | マイナス二六七三・八一〇五  |
| チの地点 | X座標 | プラス一四三五九七・四四九七 |
|      | Y座標 | マイナス二六六三・七六二〇  |
| リの地点 | X座標 | プラス一四三五八七・六六九三 |
|      | Y座標 | マイナス二六六〇・一三三七  |
| ヌの地点 | X座標 | プラス一四三五七九・六八三九 |
|      | Y座標 | マイナス二六五四・一九八六  |
| ルの地点 | X座標 | プラス一四三五七二・九二五三 |
|      | Y座標 | マイナス二六四六・七五三一  |
| ヲの地点 | X座標 | プラス一四三五七三・三一三九 |
|      | Y座標 | マイナス二六四一・四七二四  |
| ワの地点 | X座標 | プラス一四三五六五・三六八二 |
|      | Y座標 | マイナス二六三九・八六四二  |
| カの地点 | X座標 | プラス一四三五六五・〇九二五 |
|      | Y座標 | マイナス二六三三・六九八〇  |
| ヨの地点 | X座標 | プラス一四三五六六・六三六六 |
|      | Y座標 | マイナス二六二二・六二〇三  |
| タの地点 | X座標 | プラス一四三五五二・七一〇五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一六・七七一七  |
| レの地点 | X座標 | プラス一四三五五一・二三〇四 |
|      | Y座標 | マイナス二六一二・三九二八  |
| ソの地点 | X座標 | プラス一四三五五〇・二九七五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一二・二一四二  |
| ツの地点 | X座標 | プラス一四三五四五・七二六五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一一・九一六二  |
| ネの地点 | X座標 | プラス一四三五四〇・五五三五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一一・八七〇二  |
| ナの地点 | X座標 | プラス一四三五三六・一二八五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一二・二九三二  |

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字牛滝八十四番、字細間八番一及び八番五の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、aの地点からzの地点までを順次に結んだ線及びaの地点とzの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

|      |     |                |
|------|-----|----------------|
| aの地点 | X座標 | プラス一四三六一二・〇九九五 |
|      | Y座標 | マイナス二七五六・九六〇九  |
| bの地点 | X座標 | プラス一四三六三八・四〇六七 |
|      | Y座標 | マイナス二七二一・〇七〇六  |
| cの地点 | X座標 | プラス一四三六三六・三九九四 |
|      | Y座標 | マイナス二七〇七・三五五二  |
| dの地点 | X座標 | プラス一四三六三四・〇六七八 |
|      | Y座標 | マイナス二六九二・九〇五九  |
| eの地点 | X座標 | プラス一四三六三〇・〇八〇八 |
|      | Y座標 | マイナス二六八五・一六三四  |
| fの地点 | X座標 | プラス一四三六一八・七七八三 |
|      | Y座標 | マイナス二六八五・一六三四  |

3 面積

二、七七〇・六一平方メートル

|      |     |                |
|------|-----|----------------|
| ラの地点 | X座標 | プラス一四三五三三・六〇五五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一二・九四八八  |
| ムの地点 | X座標 | プラス一四三五三一・六〇四九 |
|      | Y座標 | マイナス二六一三・四六八六  |
| ウの地点 | X座標 | プラス一四三五三八・六六九五 |
|      | Y座標 | マイナス二六三四・三〇七六  |
| キの地点 | X座標 | プラス一四三五四〇・六二二〇 |
|      | Y座標 | マイナス二六三三・六四五七  |
| ノの地点 | X座標 | プラス一四三五四七・九四六七 |
|      | Y座標 | マイナス二六五五・二五一九  |

|      |     |                |
|------|-----|----------------|
| vの地点 | X座標 | プラス一四三三三・六〇五五  |
|      | Y座標 | マイナス二六二・二九三二   |
| uの地点 | X座標 | プラス一四三三六・一二八五  |
|      | Y座標 | マイナス二六一・八七〇二   |
| tの地点 | X座標 | プラス一四三五四〇・五五三五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・九一六二   |
| sの地点 | X座標 | プラス一四三五四五・七二六五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・二一四二   |
| rの地点 | X座標 | プラス一四三五五〇・二九七五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・九九八二   |
| qの地点 | X座標 | プラス一四三五五四・三九四五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・六二九二   |
| pの地点 | X座標 | プラス一四三五八〇・九四五五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・八三八二   |
| oの地点 | X座標 | プラス一四三五八五・一六九五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・七九九二   |
| nの地点 | X座標 | プラス一四三五八八・八六五五 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・七一一二   |
| mの地点 | X座標 | プラス一四三五九〇・四一五一 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・八一三    |
| lの地点 | X座標 | プラス一四三五九二・九四七八 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・五九〇四   |
| kの地点 | X座標 | プラス一四三五八五・七四五九 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・五五〇〇   |
| jの地点 | X座標 | プラス一四三五九二・六五五四 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・四〇三二   |
| iの地点 | X座標 | プラス一四三五九二・四二八〇 |
|      | Y座標 | マイナス二六一・五一一〇   |
| gの地点 | X座標 | プラス一四三六一五・一〇一八 |
|      | Y座標 | マイナス二六七八・七一一五  |
| hの地点 | X座標 | プラス一四三六〇一・四九八六 |
|      | Y座標 | マイナス二六七二・三九五八  |
| gの地点 | X座標 | プラス一四三六一五・一〇一八 |
|      | Y座標 | マイナス二六七八・七一一五  |

wの地点 X座標 プラス一四三三三・六〇四九  
           Y座標 マイナス二六一三・四六八六  
 xの地点 X座標 プラス一四三五一四・一九六九  
           Y座標 マイナス二六一七・九九一〇  
 yの地点 X座標 プラス一四三四九一・二七二二  
           Y座標 マイナス二六一三・九四四〇  
 zの地点 X座標 プラス一四三五一〇・五三四五  
           Y座標 マイナス二六八二・六一一五

3 面積  
 一一、三九五・九〇平方メートル

四 埋立地の用途  
 漁港施設用地

**公 告**

**県営土地改良事業計画の変更の決定**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、天間ダム地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（農業水利施設等整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和五年八月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年八月十七日から同年九月十三日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場、東北町役場

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、天間ダム地区の県営土地改良事業（防災ダム事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和五年八月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年八月十七日から同年九月十三日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場、東北町役場

出先機関

凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和五年八月十六日

中南地域県民局長 井 沼 広 美

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

凍結防止剤 千百九十トン程度

二 納入期間

令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで

三 納入場所

中南地域県民局地域整備部管内除雪業務受注者の事業所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の

一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百九十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知

事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を令和五年九月六日までに中南地域県民局長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
弘前市大字蔵主町四  
弘前合同庁舎本館三階 中南地域県民局地域整備部

電話 ○一七二―三二一〇二八二

2 入札書の提出期限

令和五年九月二十六日 午後五時十五分

3 入札の場所及び日時

(一) 場所

弘前市大字蔵主町四

弘前合同庁舎本館二階会議室

(二) 日時

令和五年十月六日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者（五の定めにより、入札に参加する者に必要な資格を有すると確認された者に限る。以下同じ。）は、入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札書の提出期限までに中南地域県民局長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに中南地域県民局長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、二十五キログラム入り一袋当たりの価格とする。なお、落

札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
1, 190t,  
Solid de-icing agents(Sodium Chloride)
- 2 Delivery Period:  
From November 1, 2023 to March 31, 2024
- 3 Time limit for tender:  
5:15 P.M. September 26, 2023
- 4 Contact Point for the notice:  
Chunan Regional Administration Bureau  
Public Works Department  
4 Kuranshicho  
Hirosaki City, Aomori 036-8345  
JAPAN  
TEL 0172-32-0282

凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和五年八月十六日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

凍結防止剤(塩化ナトリウム) 九九〇トン程度

二 納入期間

令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで

三 納入場所

上北地域県民局の所管区域内において、発注者又は青森県の発注する除雪作業業務の受注者の指示する場所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を令和五年九月十九日までに上北地域県民局長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

十和田市西十二番町二〇の二二  
上北地域県民局地域整備部建設管理課

電話 〇一七六一二三一四三一

2 入札書の提出期限

令和五年九月二十六日 午後五時十五分

3 入札の場所及び日時

(一) 場所

十和田市西十二番町二〇の二二

十和田合同庁舎 B会議室

(二) 日時

令和五年九月二十七日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、

売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資

格を有すると確認された者に限る。以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購

入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札

書の提出期限までに上北地域県民局長に提出し、審査を受けなければならず、

また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合に

は、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに上北地域県民局長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一トン当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
990t,

Solid de-icing agents(Sodium Chloride)

2 Delivery Period:

From November 1, 2023 to March 31, 2024

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. September 26, 2023

4 Contact Point for the notice:

Kamikita Regional Administration Bureau

Public Works Department  
 20-12 Nishi12-banchō  
 Towada City, Aomori 034-0093  
 JAPAN  
 TEL 0176-23-4311

**公 安 委 員 会**

県内WAN通信機器等（共通基盤免許系）賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年八月十六日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

県内WAN通信機器等（共通基盤免許系）一式

二 賃貸借期間

令和六年三月一日から令和十一年二月二十八日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一又は、令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、令和五年九月八日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
 青森市新町二丁目三の一  
 青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和五年九月二十五日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部五階会議室

令和五年九月二十五日 午前十一時五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税

4 契約金額

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。  
落札価格をもって令和五年度の契約金額とする。ただし、令和六年度から令和九年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額とし、令和十年度の契約金額は、落札価格に十一を乗じた額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

11:00 A.M. September 25, 2023

3 Contact point for the notice:

Supply Section  
Finance Division,  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭